

ちばぎんテレパートナーサービス利用規定 (VALUX用)

1. (サービス形態)

本サービスは、利用申込者ご本人（以下「契約者」という）が専有管理する電子機器（以下「端末機」という）と当行のコンピュータを（株）NTTデータのアンサーセンター経由でオンライン接続し、次条以下に定める取扱いを行うものとします。

2. (サービス内容)

- (1)本サービスは、契約者からの端末機によるご依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の口座（以下「支払指定口座」という）よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行国内本支店あるいは当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下「入金指定口座」という）へ入金する場合、およびあらかじめ指定された契約者名義の口座（以下「照会指定口座」という）の振入金明細・残高等の照会を行う場合に、利用することができるものとします。
- (2)入金指定口座への入金方法は、次の各号により取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②支払指定口座と入金指定口座が異なる当行国内本支店にある場合、または当行以外の金融機関の国内本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (3)翌営業日以降の振込・振替を依頼する場合は、当行所定の営業日までの間で取扱日を指定できるものとし、振込・振替の「予約」として取扱います。
- (4)入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行へ入金指定口座を届出する方法（以下「事前届出方式」という）、および契約者が依頼のつど入金指定口座を指定する方法（以下「都度指定方式」という）により取扱います。ただし、都度指定方式は、振込・振替の予約の場合に限るものとします。

3. (操作方法)

- (1)本サービスを利用する場合、契約者は、別途、（株）NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し、同サービスを利用することとします。
- (2)当行は、本人確認方法として（株）NTTデータから通知される接続IDを使用します。接続IDの取扱いは同社の定めに従います。
- (3)本サービスにより振込・振替または照会を依頼する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作し、アンサーセンターを経由して当行に送信してください。
- (4)当行は、受信した内容が、届出の内容および当行とあらかじめ取決められた暗証番号、接続IDと一致した場合に、送信者を契約者とみなして本サービスを取扱います。
- (5)本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた営業日・時間内とします。

4. (振込・振替)

- (1)前記3による振込・振替のご依頼があった場合は、当行が依頼内容確認コードを受信した時点で依頼内容は確定するものとします。
- (2)振込・振替の依頼内容が確定した場合は、当行は、ただちに支払指定口座から振込金額と後記6-②の振込手数料金額との合計金額（以下「振込資金」という）または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続をいたします。
- (3)振込・振替の予約の依頼内容が確定した場合は、当行はご指定の取扱日（以下「指定日」という）に支払指定口座から振込資金または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続をいたします。ただし、指定日の当行営業開始時において、振込資金または振替金額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む。当該口座からの引落しが複数ある場合、引落す順序は当行の任意とし、他の引落しを優先したときはその引落し後の金額とする）を超える場合には、当行は、契約者に通知することなく、当該予約はなかったものとして振込・振替のお取扱いはいたしません。
- (4)振込資金または振替金額の引落しにあたっては、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (5)この取扱いによる1回当たりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ届出た金額の範囲内とします。
- (6)以下の各号に該当する場合、本サービスの振込・振替のお取扱いはいたしません。
 - ①振込資金または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額）を超えるとき。
 - ②支払指定口座または入金指定口座が解約されたとき。
 - ③契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めたととき。
 - ⑤本利用規定に反して、利用されたとき。
- (7)振込・振替の予約を取消す場合は、指定日前営業日までに、端末機で取消依頼を行ってください。
- (8)当行以外の金融機関あての振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手続により処理します。

5. (照会サービス)

- (1)前記3による照会のご依頼があった場合は、当行は、ただちに定められた方法により契約者の端末機へ応答内容を送信します。
- (2)受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、すでに応答した内容について訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (手数料等)

- (1)本サービスのご利用にあたっては、当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座から引落します。
- (2)本サービスにより振込を依頼する場合は、当行所定の振込手数料を、取引のつどに支払指定口座から引き落とします。なお、振込の予約を受付けてから指定日までの間に、振込手数料が改定された場合は、予約時の振込手数料とします。
- (3)前項(1)、(2)の手数料の引落しにあたっては、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (4)前記4-①(8)により「組戻し」の取扱いをした場合は、当行所定の組戻手数料をお支払いいただきます。
- (5)手数料の改定があった場合は、当行は、変更の内容を当行本支店等に掲示するものとします。

7. (取引内容の確認)

- (1)この取扱いによる振込・振替の取引後、すみやかに振込振替照会の操作、預金通帳への記入または当座勘定照会表等により、取引内容を照会してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨を取引店にご連絡ください。
- (2)取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

8. (免責事項)

- (1)本サービスのご利用にあり、当行に送信された暗唱番号、接続ID、および口座番号と、当行に登録され、または届出られている暗唱番号、接続ID、および口座番号の一致を確認して取り扱いましたら、暗唱番号、および接続ID等につき、当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)当行の責めによらない通信機器・回線および端末機等の障害や誤作動、通信回線・電話の不通、端末機の盗難・紛失または天災・火災・騒乱等の不可抗力により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3)回線の障害等により取扱いが中断した判断される場合等、取引が成立したか不明の場合は、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認ください。取引店にお問合せください。当行が意思表示を受信できず、取引が成立しなかった場合、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4)本サービスにより入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等一切の責任を負いません。

9. (届出事項の変更届等)

暗証番号・指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面によりただちに取引店にお届けください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (解約)

- (1)本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。また、1年以上にわたりご利用がない場合、当行はあらかじめ書面での通知のうえ、本サービスの取扱いを中止することがあります。
- (2)解約のお申出により、当行が本サービスの取扱いを停止した後は、解約日以前に受付けた振込・振替の予約はなかったものとして、振込・振替のお取扱いはいたしません。

11. (規定の変更等)

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、振込規定、銀行取引約定書等により取扱います。

13. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

14. (譲渡・質入れ)

この契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

15. (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。